

新潟市新規事業創出プロジェクト研究会運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、新潟市新規事業創出プロジェクト研究会運営業務委託の事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

本市では、市内企業の付加価値や事業効率の向上を図り、異分野・異業種間の企業や人、技術やデータなどをつなぐため「新潟市DXプラットフォーム」を構築し、そこから創出された様々なプロジェクトや各種実証事業等を支援してきた。

本事業では、市内中小企業の従来型ビジネスモデルからの脱却やデジタル社会における新規事業開発を後押しするため、「新規事業創出プロジェクト研究会」を立ち上げ、会の活動を通じて主に「にいがた2km(ニキロ)」における新規事業の創出を図り、エリア内での回遊性の向上、ひいては本市の魅力向上につなげる。

※「にいがた2km(ニキロ)」:本市では、新潟駅、万代、古町をつなぐおおむね2kmの範囲にある都心軸周辺エリアを、「にいがた2km(ニキロ)」と名付け、緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリアを創造し、本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジンとしていくための取り組みを推進している。

3 事業者の選考

事業の実施にあたり、広く民間のノウハウや知識、アイデア及び経験等を活用するため、企画提案(プロポーザル)方式により受託事業者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、受託事業者を選考する。

4 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

新潟市新規事業創出プロジェクト研究会運営業務委託

(2) 業務の内容

新潟市新規事業創出プロジェクト研究会運営業務委託仕様書(別紙1)のとおり

(3) 業務委託契約期間

契約締結日から令和5年3月15日(水)まで

(4) 業務委託料の上限額

15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加資格

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後、3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 新潟市の入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されていること。又は、以下の要件をすべて満たしている者
 - ア 日本国内に存在する法人で国税及び地方税等を滞納していない者
 - イ 設立日から申請日までの期間が 1 年以上経過している者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含むものとする。
- ④ 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格者名簿に登載されてない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。
- ⑥ 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成 24 年新潟市条例第 61 条)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者、若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 スケジュール

公募期間	令和 4 年 4 月 27(水)~5 月 20 日(金)
参加表明書提出期間	令和 4 年 4 月 27(水)~5 月 13 日(金)
質問書提出期間	令和 4 年 4 月 27(水)~5 月 13 日(金)
質問に対する回答	令和 4 年 4 月 27(水)~5 月 18 日(水)
提案書等の提出	令和 4 年 4 月 27(水)~5 月 20 日(金)
選定委員会	令和 4 年 5 月下旬 [予定・書面審査]
結果通知・契約	審査後速やかに

7 質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は以下のとおり質問書を提出することとし、原則口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限：令和4年5月13日(金)午後5時まで
- ・提出書類：質問書(様式1)
- ・提出方法：持参又は郵送、電子メール
- ・提出場所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課
電子メール growing@city.niigata.lg.jp
- ・回答方法：令和4年5月18日(水)までにメールにて回答する。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加表明書を提出すること。

- ・提出期限：令和4年5月13日(金)午後5時まで
- ・提出書類：参加表明書(様式2)
 - ※ 上記5③により、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、参加表明時に下記の書類も提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 直近の決算報告書

ウ 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)

- ※ 新潟市内に本社又は支店、営業所等がある場合
- ※ 参加表明月の1カ月前以降に証明されたもの。

エ 国税の納税証明書(その3の3)

- ※ 参加表明月の3か月前以降に証明されたもの。

オ 暴力団等の排除に関する誓約書

- ・提出部数：1部
- ・提出場所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課
- ・提出方法：持参又は郵送
 - ※ 持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

9 提案書の提出

別紙「提案書提出書類」一式を提出すること。

- ・記載事項：
 - ① 提案書表紙

② 業務実施体制

③ 提案内容

※ 記載内容については任意とするが、仕様書の内容を十分に踏まえた記載にすること。

※ ページ数は 20 ページ以内とすること。

④ 見積書（要代表者印）

・規格：A4 サイズ・縦横方向どちらでも可能・片面印刷

・提出期限：令和4年5月20日（金）午後5時まで

・提出部数：正本1部、副本4部（併せてPDF版の電子データをメールにて提出する）

※ 企業名等は正本にのみ記載。副本には提案者が特定できる事項を一切記載しない。

・提出方法：持参又は郵送

※ 持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

・留意事項：提案書提出後の追加及び変更は認めない。

10 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

① 受託者の選定は、各提案者提出の提案書を使用し、選定委員による書類審査を実施する。

② 選定委員会は非公開とする。

③ 各委員が評価基準（別表1）の採点を行い、順位をつけ、最優秀提案者を選定する。提案者が1者であっても審査を行い、提案内容が優れたものであると判断した場合はその者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し選定、非選定の旨を通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。

11 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

① 最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。

② 最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉を行う。

③ 契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。なお、契約の解除により損害を

受けた場合は、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、契約締結時に再度調整を行ったうえ、修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 再委託

本要項に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により承諾を得た場合にはこの限りでない。

12 業務の着手

(1) 受託者は、本業務における管理責任者を置くものとする。

(2) 受託者は、契約提出後速やかに本業務に着手すること。この場合において、着手とは本業務の実施のために新潟市との打合せを開始することをいう。

13 提案者の失格

(1) 提案書提出期限に遅れた者

(2) 上記 4(4)の委託料上限額を超える見積金額を提案した者

(3) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反した者

(4) 選定委員会による選定が終了するまでの間に選定委員に不当な接触を行った者

14 その他の留意事項

(1) 提案書等の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 選定結果について異議申立ては認めない。

(4) 受託者の名称は公表できるものとする。

(5) 受託者を除く提案者の情報(社名、提案内容等)は非公表とする。

(6) 提出された提案書等は、選定目的以外に提案者に無断で使用しない。

15 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課

TEL : 025 - 226 -1694

FAX : 025 - 228 -2277

電子メール : growing@city.niigata.lg.jp

(別表1)
評価基準

評価項目		評価内容
1 業務遂行の体制	経験・実績	これまでの本業務と同様又は類似の事業の経験・実績から、適切かつ効果的に事業を遂行し、成果をあげることができるか。
	業務体制	業務内容に対して、適格性を有する人材を配置し、業務を遂行できる組織体制となっているか。
	スケジュール	事業スケジュールが現実的、効率的及び効果的なものとなっているか。
2 具体的な提案内容	手段の妥当性	提案内容は業務の目的に沿っており、目的達成の方法について具体的かつ妥当性があるか。
	具体性 実現性	提案された計画は良く練られ、具体性・実現性があるか。
	創意工夫 独自性	これまでの支援実績を活用し、創意工夫のうえ、独自性・新規性のあるプログラムとなりそうか。
	展開性 波及効果	本業務で創出した事業は、本市での展開性や波及効果が見込めるか。
3 経費の妥当性	見積金額	見積限度額内で、業務内容に見合った適切な見積金額か。